

## 基本条例（修正案）（H24、5月7日逐条部会検討後）

### 前 文

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、自治体への権限移譲がすすみ、自治体の責務がより拡大してきた中で、二宮町も自己責任で住民福祉の増進を図り、まちづくりを総合的に実施するよう地方分権型へ転換が図られてきた。二宮町は、少子高齢化や人口減少傾向など課題を抱えながら、二宮町の特徴を生かした個性ある自立したまちづくりをしなければならない。

主権者である町民の信託を受けた町長と議員で構成される代表機関である議会には二元代表制の下で、それぞれ特性を生かし、適切な緊張を維持して、町民の意思を反映した最良の決定に導く使命が課せられている。

議会は、執行機関に対する監視及び評価の機能を持ち、原則として全ての事務に権限が及ぶなど、その責任と役割は重大である。また、町の課題を常に把握し、多様な民意がある中で、政策立案及び政策提言を積極的に行うことが求められている。常に変化する時代背景の中で議会の役割を十分に果たし、また機能が十分発揮されるためには、議会の公正性と透明性の確保はもとより、論点、争点を町民にわかりやすくして、より多くの民意を反映した討議と議決ができるように工夫しなければならない。二宮町議会は、請願・陳情の意見陳述、議会だよりの発行、委員会や議員全員協議会の町民への公開、議会のテレビ放映等で町民に開かれた議会を目指してきたが、個々の議員が自覚と見識を持って、さらなる議会改革をすすめる決意のもとで、町民の負託に応えるべく的確な議会運営を目指して、ここに議会基本条例を制定する。

### 第1章 総則

#### 第1条 目的

この条例は、議会運営及び議員に係わる基本事項を定め、町政の情報公開と町政への町民参加を基本として、公正で民主的な町政の推進により、町民の福祉の向上・豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。

議会と議員活動に必要な基本条項を具体的に規定化し、「町政の情報公開」と「町民参加」を基にしたまちづくりを進め、また、議会を活性化することで主体となる町民の意思に的確に応えていくことにより、町民福祉の向上と民主的な町政を推進することをこの条例の目的とします。

#### 第2条 条例の位置づけ

この条例は、議会の基本となる事項を定めるものであり、議会に関する条例、規則その他の規程を解釈し、制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第1条（目的）で規定しているとおり、この条例は、二元代表制の下で議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等を示して、議会の基本となる事項を定めます。したがって、議会に関する他の条例等を解釈する場合や、また改正や新たに制定する場合には、この条例の趣旨を尊重し、条例に定める事項との整合を図ります。

## 第2章 議会と議員の活動原則

### 第3条 議会の活動原則

議会活動原則を以下の項に定める。

主体となる町民の代表である議会は、その負託に応えるために、積極的に情報提供を行い、町民の町政への参加や議会への関心を高めます。町民から信頼される議会であるために、どのような原則に基づいて活動すべきかを定めています。

#### 第1項 公正性・透明性・信頼性

議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議会の信頼性を高める。

#### 第2項 多様な意見の把握

議会は、町民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行う。

#### 第3項 開かれた議会

議会は、町民にとって開かれた議会にする。

#### 第4項 分かり易い議会

議会は、町民にとって分かり易い議会にする。

### 第4条 議員活動の原則

議員活動原則を以下の項に定める。

町民から付託を受けた議員は、その意思を反映させ信頼に応えるために、常に研鑽し互いに資質の向上に努めなくてはなりません。議会を構成する議員がどのような原則に基づいて活動すべきかを定めています。

#### 第1項 議員間の自由な討議と言論の尊重

議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進する。

#### 第2項 多様な意見の把握

議員は、町民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行う。

#### 第3項 町民の福祉向上

特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、町民全体の福祉の向上を目指す。

#### 第4項 政策立案・提言

議員は積極的に政策立案、政策提言を行う。

第5項 自らの議会活動の情報提供

議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行う。

第6項 自己研鑽

議員は、調査及び研修を通じて、自らの資質向上を図るために、  
不断の研鑽に努める。

第5条 議員の政治倫理

議員政治倫理を以下の項に定める。

第1条（目的）で、町民福祉の向上と、公正で民主的な町政を推進することをこの条例の目的としています。それを実現するためには、議会を構成する議員が、特定の利益を求めて公共の利益を損なうことがあってはならないことから、政治倫理の向上に努めることを定めています。

第1項 政治倫理の向上

議員は、主権を有する町民の代表者として、町政に携わる責務を深く認識し、主権を有する町民の付託に応えるため、政治倫理の向上に努めなければならない。

第2項 議員政治倫理

議員政治倫理は、議員倫理規定要綱に定めるところとする。

第6条 会派

会派は政治的信条、政策等を共有する同一の理念を持つ議員で構成し、活動する。

会派とは、政策を中心とした同一の理念を共有する議員によって結成される集合体です。会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関して必要に応じて他の議員や会派との合意形成に努めることを定めています。

第3章 議会運営

第7条 議会運営の原則

議会は、町民に分かりやすく、かつ円滑で効果的運営を行う。

議会の運営は、町民にわかりやすくかつ円滑に行い、十分な効果を発揮できることを原則とします。

第8条 委員会活動

議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。そして、町長等の事務が適正に執行されているかについて、必要に応じ、評価、調査等を行うことができる。また、公聴会制度及び参考人制度を採り入れ

町民の専門知識を活用する。

議会は、変遷する社会や経済情勢によって生じる多様な課題や町民ニーズに対し、スピード感をもって適切に対応し、政策や条例等の立案をします。また、町長等の事務執行に関しても適切な監視と評価を行います。そのためには、常任委員会や特別委員会において、随時、調査研究や審議ができる体制を維持することが重要です。状況に応じ公聴会制度や参考人制度を採り入れ、町民の専門知識を活用することや、執行者に適切な説明と資料提出を求めるなどして、委員会活動の充実を図ります。

#### 第9条 自由討議

議員は、議会の機能を発揮するため積極的に議員相互の自由討議に努め、議論を尽くす。

町民にわかりやすい議会にしていくために、本会議、常任委員会、特別委員会や議会運営委員会で議案、政策や課題審議において、議員間で自由討議に努め、議論をつくして論点・争点を明確にすることを定めています。

#### 第10条 政策討議

議会は、町政の課題について共通認識を醸成するため積極的に政策討議を行う。

議会は、議員が町政の課題に対して共通認識を醸成できるよう、政策討議をします。議員は十分な現状把握をしたうえで将来計画や予算編成を見据えた議論を行います。

#### 第11条 政務調査費

議員は、別に定めるところにより交付を受けた政務調査費について、適正に執行し、町民に対し使途の説明責任を負う。

政務調査費は「二宮町議会政務調査費の取り扱いに関する確認事項」に基づきその適正な執行に努め、公開することでその透明性を確保します。

### 第4章 町民と議会との関係

#### 第12条 会議の原則公開

議会における全ての会議は原則として公開とする。

町民に開かれた議会とするため、委員会及び議会全員協議会を公開とします。ただし、個人情報保護の観点及び特定の関係者の利害が発生する場合、公開できないとする判断は議長及び委員長に委ねられています。

#### 第13条 情報公開

議会は、二宮町情報公開条例の趣旨にのっとり、議会活動に関する資料を積極的に公開する。

二宮町情報公開条例や本条例の開かれた議会を目指す趣旨のもと、議会活動に関する資料を積極的に提供していきます。また議会だよりやその他広報媒体の活用により、議会の活動を広く発信していきます。

#### 第14条 議会報告会と意見交換会

議会報告会を開催する。同時に課題を決めず町民との意見交換会も開催する。

議会は、その活動を直接町民に報告する場を設けます。またその場で町政に対する意見の交換を行ない、町民の多様な意見を把握し、町政に反映させることに努めます。その運用は別途、要綱に定めます。

#### 第15条 請願と陳情

議会は、請願と陳情を政策提案と位置づけ、審議において提出者の意見を聞く機会を設けることができる。

請願や陳情は町民等の政策提案と受け止め、該当委員会において審議する際に、提出者は意見を述べる事が出来ます。同時に議員は、提出者と質疑応答を行うことができます。

#### 第16条 意見提案手続き

議会が提案する条例及び政策提案に対し、町民の意見を求めることができる。

議会が提案する条例や政策提言に対して、町民の意見を反映させるために、あらかじめパブリックコメントや意見収集をすることができます。その運用は別途要綱に定めます。

### 第5章 議会と町長等との関係

#### 第17条 町長等との関係

二元代表制の下、町長等と緊張ある関係を保ちながら町長等の事務の執行監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うために以下の項を定める。

##### 第1項 一般質問の質問形式（一問一答制度の導入）

本会議の一般質問においては論点・争点を明らかにするために一問一答方式で行う。

一般質問は、一定の時間内での一問一答方式を行なうことで、その質疑の論点・争点をわかりやすくします。

##### 第2項 執行者の反問権

本会議に出席し一般質問に答弁する者は、反問権を使用することができる。

一般質問を行ない一問一答する中で、論点・争点を明確にするために、執行者側は議長の許可を得て議員に逆質問をすることができます。

## 第18条 町長等の政策形成過程の説明

議会は、町長等が提案する政策等（政策・施策・計画・事業提案等）について、特に重要と認められるものは、審議を通じて、その政策等の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求める。

第1項 政策等の背景

第2項 他の自治体の類似する政策との比較

第3項 総合計画等における根拠、位置づけ

第4項 実施にかかる費用及び財源

第5項 政策等の効果

第6項 町民参加の有無とその内容

行政が重要な政策を提案する場合は、その水準を高める議論を行うために、政策提案者である町長等が政策決定に至る経過を明らかにし、6項目にわたる情報を議会に提供するよう求めることができます。その過程を基に、議会は責任ある議決を行っていきます。

## 第19条 議会の議決事件

自治法第96条第2項に規定する議決事件は以下の項に定める。

第1項 二宮町総合計画の制定と変更について。

第2項 その他、町政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なものの策定又は変更。

議会の議決すべき事件は、地方自治法第96条第1項で規定されていますが、同条第2項では、条例で議会の議決事件を追加できることを定めています。この規定を活用し、二宮町総合計画を町政全般にわたる重要な計画であると位置づけ、その制定または変更について議決事件とします。議会は町民の視点に立ち計画的かつ透明性の高い町政運営を行うために、責任ある議決をしていきます。

## 第6章 議会の体制整備

### 第20条 議員の研修

議会は、議員の資質向上を図るために議員研修の充実強化に努める。

議会は、議員が町づくりに必要な政策提案をする能力や資質向上のための研修を、充実強化することに努めます。

### 第21条 事務局の機能充実

議会は、議会の政策立案機能向上のため、議員の政策立案活動を補助し、また、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事

務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。

議会はその機能向上のため、議会事務局の調査及び法務機能の充実を強化することを定めています。

#### 第22条 図書資料の充実

議会は、議員の調査研究に資するため、図書資料等の充実を図るものとする。

議会が所有する図書および資料の充実を図り、有効活用することを定めています。

#### 第23条 予算の確保

議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算を確保する。

予算編成の権限は町長にあります。議会が民主的かつ公正な町政運営を行ない、議事機関としての機能を充実するために必要な予算が確保できるよう、積極的に働きかけることを定めています。

#### 第24条 危機管理

議会は、災害等の不測の事態から町民等の生命・身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、町長等と協力し、危機管理体制を整備する。

平成23年の東日本大震災をきっかけに、災害時における議会の役割が問われています。二宮町においても平成19年の台風9号による西湘バイパスや海岸での大被害をはじめとして、近年自然災害における防災対策の強化を進めています。大規模災害が起こった際、議会としてどのような役割を担っていくかを定めています。その運用は別途要綱に定めます。

第1項 議長は、議員による協議又は調整をおこなうための協議会等を開催することができる。

第2項 議会及び議員は、町内の状況を調査し、町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ町長等に対し、提言及び提案をおこなう。

議長は可能な限り災害対策本部との連携を図り、状況の判断に努めます。同時に議長を核として、議員相互で連携が図れる体制をつくるように努めます。

### 第7章 補 則

#### 第25条 条例の見直し

第1項 議会は、選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討する も

のとする。検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を行う。

選挙で議員が入れ替わった任期開始直後と、2年後の体制再編成のときに、この条例が正しく運用されているかを議会運営委員会において検証することを定めています。

検証による結果、必要に応じて条例改正など適切な措置を講じます。

第2項 本条例を検証し、必要に応じ改正は随時行う。

この条例について必要が認められた場合、随時改正を行なうことが定められています。